

「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件」(環境省告示)(案)についての意見の募集について

平成 18 年 12 月 18 日(月)
環境省自然環境局国立公園課
直 通 03-5521-8279
課 長 鍛治 哲郎(6440)
課長補佐 伊藤 淳一(6443)
係 長 田中 準(6448)

「富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準を定める件」(環境省告示)の一部を改正するに当たり、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため平成 18 年 12 月 18 日(月)から平成 19 年 1 月 16 日(火)まで、パブリックコメントを募集いたします。御意見のある方は、御意見募集要項に沿って御提出下さい。

1. 概要

富士箱根伊豆国立公園特別地域内第 3 種特別地域の一部(東京都新島村阿土山地区)において自然公園法施行規則第 11 条第 33 項の規定に基づき、当該地区に係る自然公園法施行規則第 11 条第 22 項(土地の形状変更)に規定する基準の一部の特例を定めるものです。

2. 意見募集要項について

(1) 問い合わせ先

環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 / 電話 03-5521-8279

(2) 意見提出期間

平成 18 年 12 月 18 日(月)から平成 19 年 1 月 16 日(火)までの 30 日間

(3) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課 あて

ア 郵送の場合: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

イ ファックスの場合: 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合: shizen-kouen@env.go.jp

(郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、必ず「富士箱根伊豆国立公園の特別地域内における基準の特例を定める件についての意見」と記載願います。)

< 御意見提出に関する注意事項 >

御意見提出の際、御意見提出者の住所・氏名(団体の場合は団体名)・電話番号・ファックス番号・メールアドレス等を御記入ください。様式は問いません。また、頂いた御意見の内容は、公表を前提としますので、御意見公表の際、匿名を希望する場合はその旨を必ず明記してください。なお、御意見に対して電話での御意見提出及び個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。